

## 兵庫大学・兵庫大学短期大学部施設貸出規程

〔平成 30 年 8 月 29 日〕〔平成 22 年 10 月 1 日制定〕  
〔一部改正〕〔兵大程第 171 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「大学」という。）の施設を教育研究または学校行事等に支障のない範囲で、学外者へ貸出を行う場合に必要な事項を定める。

(貸出施設)

第 2 条 この規程に定める貸出施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) グラウンド
- (2) 体育館
- (3) リズム運動室
- (4) 教室・実習室等
- (5) 地域医療福祉研修センター
- (6) 附属総合科学研究所
- (7) その他事務局長が特に許可した施設

2 前項の第 5 号及び第 6 号の施設等貸出に関する規程は、別に定める。

(貸出許可)

第 3 条 大学は、次の各号に掲げる使用目的に対し、前条の施設を貸出することができる。

- (1) 加古川市・高砂市・稲美町・播磨町（以下「二市二町」という。）の自治体および教育機関が主催する行事
- (2) 二市二町の自治会の関係する行事
- (3) 大学の教職員が責任者となって開催する研究会・行事等
- (4) 民間企業等の行事で教育的観点から適当と認められるもの
- (5) その他、事務局長が適当と認めたもの

2 貸出については、公共目的を原則とするものであって、営利等を目的とする貸出は認めない。

(管理責任者および主管部署)

第 4 条 施設貸出の管理責任者は学長とし、日常の施設管理は、学長の指示により管理課が行うものとする。

2 施設貸出に係る業務の管理担当者は、事務局長とし、主管部署は、管理課とする。

(貸出日および時間帯)

第 5 条 大学が学外者に施設を貸出できる日および時間帯は、大学の教育研究または学校行事等に支障のない範囲内の日および午前 9 時から午後 5 時までの間における必要時間帯とする。

(施設の使用手続き)

第 6 条 施設の使用を希望する者は、原則として使用希望日の 1 ヶ月前までに、所定の「施設使用願」を管理課に提出し、事務局長の許可を受けなければならない。

(施設の使用料)

第 7 条 前条に定める手続により施設使用願を受理された者は、別表 1 に定める施設使用料を、使用する初日までの指定の期日に納付しなければならない。

2 大学は、使用料を納付した者に「施設使用許可書」を発行する。

3 第 1 項の規定にかかわらず次に掲げる者については、使用料を減免または免除することがある。

- (1) 二市二町の自治体および教育機関が主催する行事
- (2) 二市二町の自治会の関係する行事
- (3) 大学の教職員が責任者となって開催する研究会・行事等
- (4) その他、事務局長が認めたもの

4 一旦納付された使用料は、原則返却しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 大学の都合で施設使用許可を取り消した場合
- (2) 使用者の責任でない事由により、施設使用ができなくなった場合
- (3) その他、学長が認めた場合

(使用許可の取消)

第8条 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合、もしくはそのおそれのある場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 「施設使用願」に記載した使用目的以外の目的で使用した場合、またはそのおそれがある場合
- (2) 大学の秩序を乱すおそれがある場合
- (3) 大学の施設・器具を破壊および汚損するおそれがある場合
- (4) 管理運営上、支障があると認められる場合
- (5) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
- (6) 次条の使用者遵守事項を守らない場合
- (7) その他、緊急事態および管理運営上、取消が妥当と認められる場合

2 この場合において、使用者はこれによって生じた損害を請求し又は異議を申し出ることとはできない。

(使用者の遵守事項)

第9条 大学の施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「施設使用願」に記載した使用目的以外の目的で使用しないこと
- (2) 施設の使用権を他に転貸、または譲渡してはならない
- (3) 施設および備品・用具等の破損・汚損または紛失等をしないこと
- (4) 施設および備品・用具等の破損・汚損または紛失等をしたときは、直ちに管理課に報告すること
- (5) 使用者が、設備機械、器具、什器等を紛失又は損傷した場合は、現物を持って弁償しなければならない
- (6) 施設の備品・用具は許可なく移動してはならない
- (7) 施設の備品・用具を許可を得て移動した場合は、事後すみやかに現状に復さなければならない
- (8) 使用者は常に清潔、整理整頓に留意し、火災および事故防止に努めなければならない
- (9) 使用後の清掃および整理整頓を、使用者が責任をもって行わなければならない
- (10) 物品の販売、または寄付の募集行為等を行わないこと
- (11) 騒音、怒声等を発する、または暴力を振るう等他人に迷惑をおよぼさないこと
- (12) 所定の場所以外での喫煙および飲食を行わないこと
- (13) 酒気をおびた者の、構内への入場を禁ずる
- (14) 危険物または不潔な物品を持ち込まないこと
- (15) 許可を得た掲示・張り紙以外は、一切認められない
- (16) 貸出施設を使用する前と使用後は、すみやかに管理課にその旨を報告すること  
(休日等で管理課員が不在のときは、守衛室に報告すること)
- (17) 使用後、鍵その他は必ず管理課（休日等は守衛）へ返却しなければならない

(18) 多数の参加者が見込まれる場合は、使用者の責任において、参加者の誘導・案内をすること

(19) 本学関係者の指示に従うこと

(事故責任)

第 10 条 施設の使用中または大学構内に滞在している間に発生した事故または傷害に関して、大学は一切その責任を負わないものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2 「施設等学外者使用規程」、「施設等使用細則」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の改正日以前に施設貸出を許可した者の施設使用料は、従前のおりとする。

3 この規程の改正日以降に施設貸出を希望する者は、改正後の規程を適用する。

別表 1

施設使用料

施設名		午 前	午 後	全 日
		(9:00～13:00)	(13:00～17:00)	(9:00～17:00)
グラウンド		20,000円	20,000円	40,000円
体育館		20,000円	20,000円	40,000円
リズム運動室		10,000円	10,000円	20,000円
教室・ 実習室 等	200人以上収容教室	20,000円	20,000円	40,000円
	100人以上200人未満収容教室	10,000円	10,000円	20,000円
	100人未満収容教室	6,000円	6,000円	12,000円